

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審 査 請 求 人	申 請 年 月 日 及び申請理由	原 処 分 年 月 日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審 査 請 求 の 趣 旨	裁 決 及 び 理 由	備 考
1	大阪市長	大阪市西淀川区在住 83歳の男性	平.16.2.13 被認定者は、生前の日常生活において公害病による苦しみや辛い思いをしてきており、また、死亡直前の入院時には公害病に関する処置が何らなされぬまま死亡した	平.16.5.17 (平.16.7.1) (平.16.12.13)	平.16.12.24	葬祭料の支給	棄却 被認定者は、血液系の悪性疾患など何らかの原因により血小板減少及びDIC状態となり、脳出血を発症してそれが脳幹部に及んで死亡したものと認められるが、これら血小板減少等に認定疾病が関与したとは医学的に見て考えられない	被認定者は、審査請求人の二男 出生(昭和31年)から死亡時まで、大阪市西淀川区に居住  認定年月は、昭和62年6月 認定疾病は、気管支ぜん息 障害の程度は、認定時から死亡時まで3級  死亡年月は、平成16年1月 (享年47歳)
2	同 上	大阪府堺市在住 80歳の男性	平.16.11.11 被認定者の死亡原因に認定疾病が関与している。仮に関与していないとしても、長年公害病と闘って苦しんできたことを考慮し、遺族に何らかの補償をしてほしい	平.17.2.8 (平.17.3.1) (平.17.8.26)	平.17.9.27	葬祭料の支給	棄却 被認定者は、肝硬変による肝性脳症が疑われ、糖尿病による高血糖脱水状態、急性腎不全などがあり、意識障害が進行して死亡したものと考えられるが、これに認定疾病が直接寄与したとは認められず、また、死亡に寄与したと思われる肝硬変、糖尿病等の悪化に認定疾病が関与したとは医学的にみて考えられない	被認定者は、審査請求人の妻 出生(大正15年)は、愛媛県伊予郡(当時) 平成2年まで、大阪市に居住 平成2年から死亡時まで、堺市に居住  認定年月は、昭和51年12月 認定疾病は、慢性気管支炎及び気管支ぜん息 障害の程度は、認定時から死亡時まで3級  死亡年月は、平成16年10月 (享年78歳)